

地域主権と地方分散

島根県では、平成24年11月議会において地域主権改革一括法関連の23条例が成立しました。全てが、法令による義務付け・枠付けの見直しのうちの施設・公物設置管理基準の条例への委任に係るものです。そのうち「参酌すべき基準」とされたものについては、国の基準どおりに制定したものが多く、県の独自の基準を制定したものもいくつかあります。

今回の一括法関連の条例制定を経験して、国の法体系において条例の占める領域が大きく拡大されたことを改めて実感しました。住民に近い自治体が、地域の実態に合わせてローカル・ルールを決められるようになったことは、地域主権に向け一歩を進めたものと評価できます。今後さらに、法律から条例へと、「立法権の分権」が行われていくことを期待いたします。

地域の特性を反映したきめ細やかなルールによって地方行政が担われていくことは望ましいことです。しかし一方で、地域主権は、法律と条例の適切な役割分担の上に成り立つものです。一地方団体だけでなく、全国的な観点から判断する必要があることについては、国が地方の意見もよく聞きながら決める必要がありますので、法律で枠組みの設定をしつかりとってもらうことが重要だと考えています。その際には、公平性確保の観点から、発展が遅れている地域への配慮をすべきで

す。過疎地域自立促進特別措置法はその好例です。

ところで、島根県のような地方では、豊かな自然があり、古き良き歴史・文化も残り、温かい地域社会・人間関係の中でゆったりとした生活を送ることが出来ます。私は、地方を豊かにすることは、日本全体にも活性化をもたらすことになるという考えに基づき、人口、経済等の地方分散を政策的にもっと進めることを主張してきております。

地方分散の進展により、大都市の過密と地方部の過疎という不健全な状況が同時に改善していきます。

この地方分散のためには、高速道路をはじめとした社会インフラを整備し、地方で産業が振興して、人が地方に戻ってくる仕組み、あるいは、大都市に出なくてもよい状況をつくる必要があります。地方に魅力があれば、人は必ず戻ってきます。そのためには、国が公平に日本の土台作りをし、地方はその土台の上で、それぞれ魅力ある地域づくりをしていくべきです。

島根県では、産業振興、雇用・定住の促進等の政策によって、「活力あるしまね」の実現に取り組んでいます。そのために新たに条例の制定・改廃を必要とすることがあれば、政策法務の出番です。地域の実態に適合し、更に新たな価値を創造できるローカル・ルー

ルを各自自治体が定立・発信する能力を身につけることは、地方分散の推進にとっても肝要だと考えます。

そのためには、やはり個々の職員の法務能力を高めることが肝心です。島根県では、従来から自治研修所において、階層別研修とは別に、県・市町村職員が合同で受講する法務関係の研修メニューの整備に努めてまいりました。現在も、法務の基礎を習得する法務能力開発のための5講座に加え、政策の条例化等に必要能力の向上を図る「自治体法務講座」を揃え、職員の政策法務能力の育成・向上に取り組んでいます。

今後は、一層職員一人一人の能力向上を図ることにより、分権時代の法政策を、県民の皆様十分に納得していただけるものにするとともに、県外の方々をも惹きつける魅力あるものにしていきたいと考えております。



島根県知事

溝口 善兵衛

Opinion